

中野区議会議員のみなさんへ

緑とひろばの平和の森公園を守る会

代表世話人 杉 英 夫

『平和の森公園再整備(第二工区)変更案』に関わる私たちの思いとお願い

日頃、中野区民の生活向上、地方自治発展のため、ご尽力いただきありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、11月8日(木)・12日(月)の2日間にわたって建設委員会が開催され、「平和の森公園再整備(第二工区)の考え方及び変更(案)」が中野区側から報告され、質疑が行われました。

今回の「変更(案)」は、6月の区長選挙で「平和の森公園の草地広場は残すこと」等を公約に掲げ、それらを含む政策が支持され当選された新区長が、様々なプロセスを重ね、検討した結果出されたものです。

そこで、この「変更案」に対する私たちの率直な思いをお伝えし、ご理解いただきたいと思います。

1. 中野区自治基本条例第3条が生かされ、作成された「変更案」

7月の所信表明を受けて、8月30日の建設委員会に現行計画を含むA案～E案までの5案が見直し検討案として報告され、質疑が行われました。中野区ホームページに直ちに掲載され、10月10日までを期限に意見募集が開始されました。10月8日・10日の2回、区長同席の『平和の森公園再整備を語る会』が実施され、グループ討議が熱心に行われました。意見募集にはのべ337通寄せられました。語る会には延べ89名参加されました。その結果①300㎡トラック及び100コースとBBQサイトはいらない②築山は残すべり台は設置しない③樹木は守る④草地広場には園内灯は設置しない等の意見が総意として出されました。区側はこれらの結果を踏まえ、11月8日に「変更案」を建設委員会に報告し、10日と12日に区民説明会を開催、参加された区民から「変更案」に対する反対意見は皆無で、会は大きな拍手で終了しました。

この「変更案」は「自治基本条例3条 区民は区の政策の企画立案・検討・実施・評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する」に基づき、区民参加で判断されたものであり、大事にされなければなりません。

2. 『区民世論』を尊重した決断こそ最優先されるべきと思います

3年半前の2015年3月、前区長が「平和の森公園再整備計画案」明らかにされてから、私たちは「緑と広場を守りたい」という一心から、さまざまな運動を行ってきました。しかし、区民説明会・パブコメでも圧倒的に見直しを求める声が出されたにもかかわらず、関連予算と契約案件が賛成多数で可決され、昨年11月から第一工区工事が開始され、7月末に完了しました。

一方、6月には区長選挙が実施され、投票率は前回より4.96%高い34.45%でした。特筆すべきは平和の森公園周辺有権者が投票に行く「平和の森小学校」の投票率です。前回より8.35%も高い41.65%、40ヵ所の中で上から2番目、女性は44.74%でした。もちろん私たちは高い投票率がすべて公園再整備見直しにつながったと単純に考えている訳ではありません。しかし、区民世論が大きく動いたことは確かなことだと確信しています。

勿論、予算も契約も成立しているという事実は重く受け止めなければなりません。現行計画見直しを支持する区民世論を背景に誕生した新区長が政策変更するのは、民主主義のルールからも当然のことと考えます。

3. 「変更案」実現のため、ご尽力ください

大量の樹木伐採という大変残念な結果となりましたが、第一工区工事は終了し、大人も使える野球場含む多目的広場は完成しました。体育館建設工事も進んでいます。そんな中で、せめて『草地広場』だけは、誰でも自由にのびのび過ごすことができる憩いの場として残してほしい、これ以上の樹木の伐採は止めてほしいという私たちの願いは、決して無理難題とは思いません。この思いをご理解いただき、全議員のみなさんが、ぜひ「変更案」の実現のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。